住居表示の付番方法と階層構造の多様化

大場　亨 *

Diversification of the methods of assigning building numbers and the hierarchical structure of address

Tohru OHBA *

Abstract: The address base registry as a common infrastructure for the entire society is expected to contribute to improving convenience for social lives and streamlining government administration. However, it is not easy to standardize addresses used in many fields. We investigate the methods of assigning building numbers by browsing websites of municipalities. Many municipalities assign basic numbers at uneven intervals along streets and cul-de-sacs, contrary to the principle of the Japanese government. The hierarchical structure of the main numbers and sub-numbers of building differs among municipalities. To prevent further diversification, we recommend that the Japanese government standardize the method of assigning building numbers and the hierarchical structure of address.

Keywords: 住所(address), 住居番号 (building number), アドレス・ベース・レジストリ(address base registry), 自治体システム標準化 (standardization of information systems among local governments)

１．はじめに

住所は，多くの分野で管理されている．行政では，住民登録，健康保険，年金，運転免許，課税，登記等に用いられ，民間では，銀行口座，保険，電力，ガス，電話，各種店舗や診療所等の顧客管理等に用いられている．それゆえ，社会全体の共通基盤としての住所情報の整備は，行政の効率化や国民生活の利便性の向上に資するとされ，政府の公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の一つに位置付けられている(デジタル庁, 2023)．

住所には，地番と住居表示がある．地番とは，登記所が一筆の土地毎に付する番号である．分筆や合筆が繰り返されると，土地の配列の順に地番が並んでいない状態になる．一方，住居表示とは，道路，鉄道，河川等に基づいて市町村が付ける住居番号によって，住所を表示する方法である．自治大臣(1963)が告示した「街区方式による住居表示の実施基準」(以下「実施基準」という)では，住居表示に階層構造を設けている．町を４から５の丁目に区分すること，さらに，数個の街区をもって町を構成すること，街区の境界線に一定間隔の基礎番号を設け，これをもって建物の住居番号を定めることとされた．

街区方式による住居番号の代表的な付け方を図１に示す．街区を形成する道路に沿って，一定間隔(10m または 15m とする市区町村が多い)で基礎番号を付ける．建物の主要な出入口が接している基礎番号を，その建物の住居番号にする．街区に付けられた街区符号に番を，建物に付けられた住居番号に号を付けて住所を表す．こうして，街区の境界線とした道路等に沿って，住居番号が順に並ぶように設計された．

1962 年の住居表示に関する法律の施行時には，町の区域や名称を合理化することが強く打ち出されていたが，1967 年の改正では従来の町の区域や名称を尊重することとされた(高砂, 1985)．鳴海・平岡(1977)や鳴海(1990)は，住居表示システムが一つの都市として見ず，町(字)の集合体して見ていることのわかりにくさを指摘している．道路等の軸線に沿って番号を振る諸外国の方法と比べて，図面上で能率よく識別できるように番号を振る方法を採った日本の住居表示システムは，訪問者にとって番号の

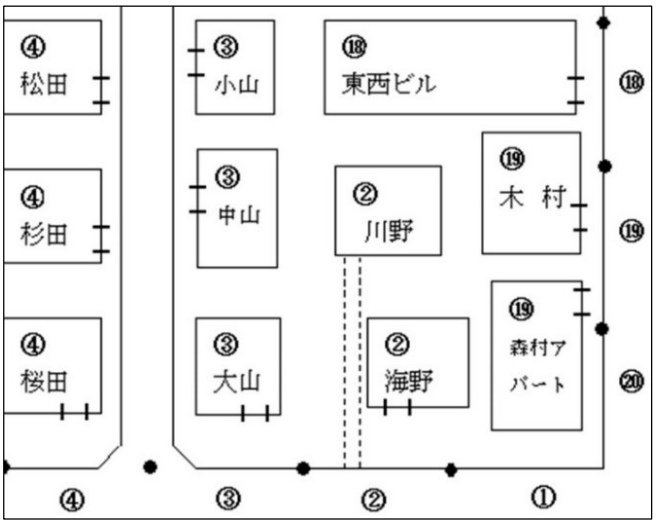


図 1 街区方式による住居番号の代表的な付け方

* 正会員　株式会社パスコ（G-Space DX Promotion Department, Pasco Corporation）
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-7-1　E-mail: taobro6361@pasco.co.jp

前後関係を認識しにくいと，森田(1980)は述べている．

従来の町の区域を尊重することになったため，大字と小字の区分方法が市区町村によって異なることになった．たとえば，「大字○○子字××」を，「○○1 丁目」のように子字を丁目に変更して「××」の名称を消滅させた例がある一方で，「○○××町」のように子字の名称を大字の名称の一部にして残したため，丁目が存在しない例がある．このような市区町村による住所の階層構造の相違に対処するため，デジタル庁は町字マスターデータセットを作成し，同庁の Web サイトで公開している(デジタル庁, 2024a)．2024 年度にはこのデータが自治体の情報と突合された．2025 年度から運用が開始される自治体の住民基本台帳や固定資産税等の標準化準拠システムでは，町字マスターデータセットで規定された町字 ID のコード値を設定することになっている(デジタル庁，2022)．

実施基準は，街区方式による住居表示のしかたの標準を「○町○番○号」とし，その略記を「○町○－○」の例によることとした．また，横書きの住民票では，「○丁目」の○をアラビア数字により記載して差し支えないこととされた(法務省民事局長， 1963)．これらのため，行政機関では，住所の記載が標準であるものと略記であるもの，丁目の記載が漢数字であるものとアラビア数字であるものがある．すなわち，「一丁目 2 番 3 号」の表記として「1 丁目 2 番 3 号」，「一丁目 2−3」や「1 丁目 2−3」が行政機関で用いられている．さらに，民間では，この表記として「1−2−3」も広く用いられている．このばらつきは，「表記の揺れ」と言われる．相良(2003)は，東京大学空間情報科学センターの CSV アドレスマッチングサービスにアップロードされた住所表記について，上位住所の要素の省略，詳細地名の略記，アラビア数字による代用，異体字の使用等の表記の揺れがあると報告している．

町字マスターデータセットは，町字名までの表記の揺れへの対策にもなる．これら相良(2003)によって報告された問題は，デジタル庁が規定する町字 ID の使用や，アドレスマッチンサービス等のサーバー内の住所とアップロードされた住所を照合するアルゴリズム(相良・有川, 2000; デジタル庁,2024b)によって，かなりの改善が図られよう．

しかし，町字よりも下位の基礎番号や住居番号で，新たな多様化が進んでいる．すなわち，不均一間隔での基礎番号の付番，街区を形成しているのではない袋小路等を基礎にした住居番号の付番や，住居番号の枝番の創設などである．本稿は，デジタル庁の対処の想定の範囲外で新たな住所の多様化が進んでいることを指摘し，これに政府が対処すべきことを提言する．

２．街区方式による住居番号の付け方と問題の所在

住居表示には，街区方式と道路方式がある（住居表示に関する法律第 2 条）．このうち道路方式は，北海道浦河郡浦河町や山形県東根市の一部で用いられているにすぎないため，本稿では街区方式を対象とする．

図 1 では，同じ基礎番号 2 に接して出入口がある 2 棟の建物に，同じ住居番号 2 が付けられる．また，袋小路に接して出入口があるすべての建物に，住居番号 3 が付けられている．こうして，土地の細分化が進むほど，また，袋小路が築造されるほど，同一の住居番号が多くの建物に付けられる．表札を出さない人が多くなったこともあって，同じ住居番号の建物への郵便物の誤配や不達等の問題が発生している(1)．

３． 市区町村による基礎番号の付け方の多様化

この同一住居番号・複数建物問題に対処するため，市区町村は，実施基準に明示されていない基礎番号の付け方を考案し，住居番号に枝番を設けるようになっている．本章では，このうち基礎番号の付け方の多様化について考察する．

国土地理院の Web サイト電子国土基本図（地名情報）



a 不均一な間隔
志木市本町五丁目 15 番

b 袋小路への基礎番号の設置
昭島市宮沢町一丁目 3 番

c 左記 a と b の組み合わせ
福島市野田町一丁目 6 番

図 2　街区方式による住居表示の実施基準に則さない基礎番号　　出典:国土地理院（2011）

「住居表示住所」(国土地理院, 2011)によって各街区の基礎番号の付け方を調査した．街区を形成する道路に沿って一定間隔で基礎番号を付ける実施基準に則さない例の一つに, 不均一な間隔での基礎番号の付番がある(図 2a)．現実に存在する建物の位置にあわせて，基礎番号の間隔を調整することで，各建物に固有の住居番号が付くようにしていると思われる．

実施基準に則さないもう一つの例に，袋小路にも基礎番号を付番する市町村がある(図 2b)．これも，各建物に固有の住居番号を付番するためと思われる．不均一な間隔の基礎番号と袋小路への基礎番号の付番とを併用する例も見られる(図 2c)．

４．住居番号の枝番の付番とその多様化

住居表示に関する法律及び実施基準が明示的に規定しているのは，住居番号までである．一方，多くの市区町村が住居番号に加えて，その枝番を付番している．その枝番の付番方法や表示方法を，各市区町村の Web サイトで調査した．その結果，枝番の呼び方は，枝番，枝番号，補助番号，支号など様々であった．

住居表示に関する法律及び実施基準に規定がない枝番を根拠づけるため，枝番を住居番号の一部であると位置づける市区町村と，住居番号でなく「○○様方」のような住民票上の方書であると位置づける市区町村がある．たとえば，武蔵野市(2024)は，「補助番号の付定・廃止の届出をした場合は，住民票の住所も補助番号が付定・廃止されます」としており，枝番を住所の一部であるとしている．一方，練馬区(2019)は，「区長は，補助番号を付定した建物の居住者の住民票の方書欄に補助番号を記載するものとする」としている．渋谷区(2023)は，「住民票に補助番号の記載を希望する場合については，希望者の申請に基づき，方書に記載することとします」として，枝番を方書と位置づけるとともに，住民票への記載を住民の任意にしている．このように，枝番に関して住居番号と方書の間の階層構造が市区町村によって異なっている．この相異から，8 号という住居番号の建物に枝番 1 を付けたとき，枝番を住居番号の一部であると位置づける市区町村の住民票では「8−1 号」と，方書であると位置づける市区町村の住民票では「8 号 1」「8 号−1」等と，住所が表示される．

枝番の付け方にも，少なくとも次の 4 種類があること

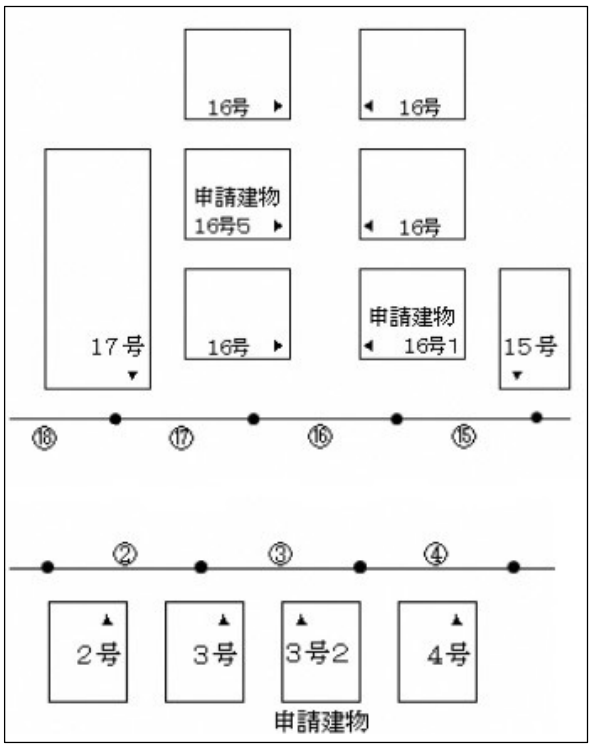


図 3 方法(1)　出典: ふじみ野市(2022)

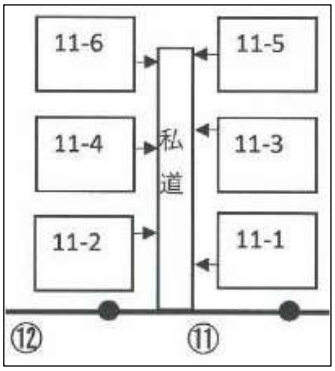


図 4 方法(2)
出典: 習志野市(2024)

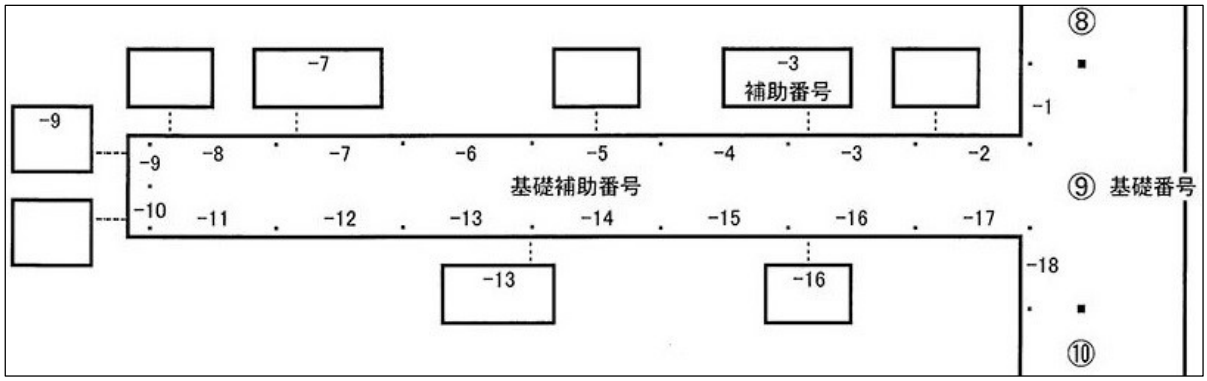


図 5 方法(3)　　出典: 練馬区(2019)

が判明した.

(1) 街区を形成する道路に付けた基礎番号と同じ方向に, 住居番号に枝番を付番する例がある(図 3). 宇都宮市, さいたま市, 川口市, 和光市, ふじみ野市, 千葉市, 八千代市, 我孫子市, 相模原市, 大磯町, 三島市, 藤枝市, 名古屋市, 四日市市, 泉佐野市, 尼崎市, 芦屋市, 広島市, 下関市, 多度津町, 松山市, 今治市で, この方式の採用が確認された.

(2) 道路側から順に枝番を付ける例がある(図 4). 山形市, 習志野市, 和歌山市で, この方式の採用が確認された.

(3) 基礎番号の間に一定間隔の基礎補助番号を設け, 建物の出入口が接する基礎補助番号をその建物の枝番にする例がある(図 5). 寒河江市, 幸手市, 中野区, 豊島区, 板橋区, 練馬区, 富田林市で, この方式の採用が確認された.

(4) 建物の位置にかかわらず, 申請順に枝番を付ける例がある. 武蔵野市, 三鷹市, 高松市で, この方式の採用が確認された.

5. おわりに

土地の細分化が進行し, 表札を掲示しない人が増えて, 同一住居番号・複数建物の問題が生じるようになった. これに対して, 袋小路に基礎番号を付ける市区町村や, 住居番号に枝番を付ける市区町村がある. しかし, 目的地の街区の基礎番号の付け方, 袋小路での住居番号の枝番の有無やその並び順の種類を知らなければ, 住所から建物の位置を訪問者が探し当てることは難しい.

住居表示に関する法律及び実施基準に明示されていない枝番を根拠づけるため, 枝番を住居番号の一部とする市区町村と, 方書とする市区町村がある. つまり, 住居番号, 枝番, 方書の階層構造の考え方が市区町村によって異なる. これに対して, 町字マスターデータセットは, 街区符号より下位の階層構造や表記の揺れへの対策にはならない. このような階層構造の市区町村による相違は, 住民登録の手続の標準化の妨げになる恐れがある.

住居表示の多様化は, 住所を扱う情報システムのアルゴリズムやデータを複雑にする. これにより, 社会の共通基盤としての住所情報の整備が遅れることになりかねない.

枝番の付番は, 土地を細分化しての建物の新築や, 新たな袋小路の築造に伴うことが多い. このような枝番の付番は, 尊重すべき歴史ある町字の名称とは関係がない. それゆえ, 枝番の付番方法をも市区町村に一任する理由はない. 政府や都道府県が, 現状にあった標準的な住居表示の方法を市区町村に示し, 多様化の進行を押し止めることを提言する.

補注

(1) 複数の建物が同じ住居表示であるために郵便の誤配が生じていることを Web サイトで明記している市町村が多い. 青森市, 北上市, 山形市, 川口市, 春日部市, 狭山市, 和光市, 富士見市, 杉並区, 大和市, 岡谷市, 藤枝市, 四日市市, 多度津町など.

参考文献

鳴海邦碩(1990) 住居表示に現れた形. 朝日選書 398『都市・集まって住む形』, 朝日新聞社, 57-65.

国土地理院(2011) 電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」閲覧サービス. https://saigai.gsi. go. jp/jusho/view/index.html, 2025/5/3 閲覧.

相良 毅(2003) 日本の住所体系と住所表記に関する調査. 「日本地理学会発表要旨集」, **63**, 95.

相良 毅・有川正俊(2000) 日本の住所体系に適した分散アドレスマッチングサービス. 「地理情報システム学会講演論文集」, **9**, 183-186.

自治大臣(1963) 街区方式による住居表示の実施基準. 昭和 38 年 7 月 30 日自治省告示第 117 号.

渋谷区(2023) 補助番号プレート制度. https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/kenchiku/kenchiku-tetsuzuki/jyukyohyouji_hojyobango.html, 2025/5/3 閲覧.

高砂清彦(1985) 住居表示に関する法律の一部改正について. 「地方自治」, **455**, 54-65.

デジタル庁(2022) 地方公共団体情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書.

デジタル庁(2023) ベース・レジストリの指定について. 令和 5 年 7 月 7 日デジタル庁告示第 12 号.

デジタル庁(2024a) レジストリカタログ. https://catalog.registries.digital.go.jp/rc/dataset/, 2025/7/1 閲覧.

デジタル庁(2024b) abr-geocoder. https://lp.geocoder.address-br.digital.go.jp/, 2025/5/3 閲覧.

習志野市(2024) 同じ住居番号（住所）を避けるため枝番号がつけられます. https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/somu/gyomu/jutaku/edabangou.html, 2025/5/3 閲覧.

鳴海邦碩・平岡博(1977) 住居表示システムからみた都市空間認識の比較論的考察.「日本建築学会学術講演梗概集」, 計画系 (52), 1413-1414.

練馬区(2019) 練馬区住居表示に係る補助番号付定要綱.

ふじみ野市(2022) 住居表示地域において同一の住居番号(住所)でお困りの方へ. https://www.city. fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/shiminka/shiminkakari/2311.html, 2025/5/3 閲覧.

法務省民事局長(1963) 住居表示実施に伴う住民票の住所本籍欄の記載について. 昭和 38 年 7 月 9 日民事甲第 1974 号民事局長回答.

武蔵野市(2024) 住居表示補助番号(近隣と同じ住所でお困りのかたへ). https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/todokede_shomei/jukyohyoji/1032734.html, 2025/5/3 閲覧.

森田 喬(1980) 都市の空間秩序とその記号化の問題. 「日本都市計画学会学術研究発表会論文集」, **15**, 313-318.